

## ○ 山梨大学科目等履修生細則

制定 平成28年 2月24日  
改正 平成28年 9月 1日  
改正 令和 6年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第42条第2項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）の科目等履修生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 前号以外の者で、学部において高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者

(入学の出願)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、あらかじめ履修しようとする授業科目担当教員（以下「授業科目担当教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、当該学部の長に願出するものとする。

- (1) 入学願書（所定の様式）
  - (2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
  - (3) 健康診断書
  - (4) 学校、企業等に勤務している者にあつては、所属長の承認書
  - (5) その他本学が必要と認める書類
- 2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第5条 科目等履修生の選考は、入学を希望する学部の教授会が行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の規定により、科目等履修生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、入学日の属する年度内とする。

(履修科目の制限)

第8条 科目等履修生が修得できる単位数は、履修期間6月の場合は16単位以内、1年の場合は32単位以内とする。ただし、教育学部においては、各学期で10単位以内、1年で合計20単位以内とし、医学部においては1年以内で修得できる単位数は、14単位以内とする。

- 2 教育学部においては、実験、実技、実習など履修を許可されない科目がある。ただし、

本学部卒業生に限り、教育学部で別に定める基準を満たせば、教育実習、介護等体験実習は履修することができる。

3 医学部の専門科目にあつては、原則として認めない。

(検定料等)

第9条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

2 納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(証明書の交付)

第10条 学部の長は、科目等履修生が所定の期間履修し、試験その他の審査により合格した履修科目について、単位修得証明書を交付する。

(除籍)

第11条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は指定した日をもって該当学生を除籍することができる。

(1) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 長期にわたり行方不明の者

(3) その他授業科目担当教員が科目等履修生として適当でないと判断し、これを学部長が認めた者

(諸規則の準用)

第12条 この細則に定めるもののほか、学則その他学内諸規則の学生に関する規定は、科目等履修生にこれを準用する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育人間科学部に在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学科目等履修生規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。